

＜ 医療保険 ＞ きゅあステーション料金表

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

1. 後期高齢者医療費保険証をもっている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢医療費
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の3割	保険者証に記載

2. その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日目まで 5,550円/日	保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問
	週4日目まで 6,550円/日	
	週3日目まで 5,050円/日	准看護師による訪問
	週4日目まで 6,050円/日	

注:週4日以上算定できるのは、厚生労働大臣が定める疾病等と、急性憎悪その他主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認めたことによる特別訪問看護指示書の指示期間中の利用者のみ

訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)	同一日に2人 週3日目まで5,550円/日 週4日目まで6,550円/日	同一建物居住者への保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問
	同一日に3人以上 週3日目まで2,780円/日 週4日目まで3,280円/日	
	同一日に2人 週3日目まで5,050円/日 週4日目まで6,050円/日	同一建物居住者への准看護師による訪問
	同一日に3人以上 週3日目まで2,530円/日 週4日目まで3,030円/日	
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (外泊中の訪問看護)	8,500円/回	同一日に訪問看護管理療養費は算定できない
訪問看護管理療養費	7,400円/月	月の初日の訪問の場合
	2,980円/日	月の初日の訪問の場合2日目以降の訪問の場合

注:訪問看護管理療養費は、安全な提供体制が整備され、訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定している訪問看護ステーションが、訪問看護計画書・訪問看護報告書、精神科訪問看護計画書・精神科訪問看護報告書を主治医に提出するとともに、利用者に対して休日、祝日等も含めた計画的な管理を継続して行った場合に算定する。

3. 訪問看護療養費の加算等について

サービス内容	加算金額	備考
24時間対応体制加算	5400円/月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化 当時に、電話で看護に関する意見を求めること ができる体制にあり、必要時には訪問看護を 行います。
緊急訪問看護加算	2650円/回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の 支援により緊急の訪問を行った場合
難病等複数回訪問看護加算 1日2回目 1日3回目	4500円 8000円	
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5200円	特別管理加算対象・特別指示書の場合は 1回/週、15歳未満の(準)超重症時の場合 は3回/週まで可能
乳幼児加算:3歳未満の乳幼	500円/日	
幼児加算:3歳以上 6歳未満の幼児	500円/日	
複数名訪問看護加算 看護師と訪問 看護補助者と訪問 週1回(回数制限のない場合 もある)	4300円 3000円	一人での看護が困難である場合(利用 者、家族の同意を得た場合) ①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定 める疾病等のかた ②特別訪問看護指示期間中であって、指 定訪問看護を受けているかた ③特別な管理を必要とするかた
夜間・早朝訪問看護加算	2100円	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時
深夜訪問看護加算	4200円	深夜とは22時～6時
退院時共同指導加算 (1回 がん末期等は2回) 特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は 加算)	6000円 2000円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中 の方が退院、退所にあたって、医師・訪問 看護ステーションの看護師等が共同して、 居宅における療養上必要な指導を行った 場合
退院支援指導加算	6000円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣 が定める状態にある利用者が、保険医療機関 から退院する日に看護師等が療養上の指導を 行った場合
在宅患者連携指導加算 (月1回)	3000円	医療関係職種間の連携による指導等
在宅患者緊急時等カンファレ ンス加算(月2回)	2000円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス
特別管理加算 (I) (II)	5000円/月 2500円/月	I. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切 開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテー テルを使用している状態 II. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透 析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中 心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管 栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼 吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療養指導管 理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者 指導管理を受けている状態 人工肛門、 人口膀胱を設置している状態、真皮を超える 褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指 導料を算定されている状態

訪問看護ターミナル療養費 (介護保険との通算可能)	20000円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合
悪性腫瘍利用者の緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12850円	管理療養費はなし
訪問看護情報提供療養費	1500円	市等への情報提供

注:特別指示書による訪問看護:医療保険で回数制限のあるかた・介護保険の訪問看護をご利用中のかたに対して、医師より急性憎悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別指示が出た場合、一月につき指示の日から14日を限度として(但し、ア気管カニューレを使用している状態 イ真皮を超える褥瘡状態のかたについては、月2回まで)訪問看護が適用となります。

3. その他利用料(ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額)

長時間、休日訪問の料金について(実費自己負担になります)

訪問提供時間帯	単位	金額
営業時間内で1時間30分を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の時)	7:30~18:00 30分毎	1000円
週3回を超える訪問(回数制限のある方)	1回	8500円

4. その他利用料(交通費等実費)

交通費	事業所を基点として 片道おおむね10Km以内・・・無料 片道おおむね10km以上・・・150円
-----	---

死後の処置料	10000円
連絡なしのキャンセル料	2000円

